

# 環境関連法規制等の動き 2011年6月

## 法令情報

### 1. 東日本大震災に伴う自動車NOx・PM法の車種規制の経過措置期間の特例措置

＜環境省令第9号＞（2011.5.12 環境省）

環境省では、東日本大震災により、全国的に自動車メーカーにおける車両生産の停滞が生じている状況を踏まえ、バス事業者の運行車両不足等の混乱を回避するための緊急的な措置として、自動車NOx・PM法の車種規制の経過措置期間について、特例措置を設ける省令を公布、施行しました。

- 1) 対象車種は自動車NOx・PM法車種規制の対象となる全車種。
- 2) 対象車両は2011.3.11から2011.9.30まで間に自動車NOx・PM法の経過措置期間が切れることにより、登録できなくなる同法の対策地域内の自動車。
- 3) 特例措置の内容は、2011.4.26から2011.9.30までの間に対象車両が初めて継続検査等を受ける場合に、自動車NOx・PM法の排出基準が適用されない経過措置期間を当該継続検査等の次に受ける検査の前日まで延長する（これにより、実質的に経過措置が1年（一部車種は2年）延長されることとなる。）
- 4) 公布・施行期日は2011.5.12とする。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13765>

## 一般情報

### 1. 2009年度の温室効果ガス排出量（確定値）

（2011.4.26 環境省）

環境省では、地球温暖化対策の推進に関する法律等に基づき、2009年度の温室効果ガス排出量（確定値）をとりまとめました。その概要は以下のとおりです。

- 1) 2009年度の温室効果ガスの総排出量は、12億900万トン。
- 2) 京都議定書の規定による基準年（CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、は1990年度、HFC<sub>s</sub>、PFC<sub>s</sub>、SF<sub>6</sub>は1995年度）の総排出量と比べると、産業部門の二酸化炭素排出量が減少したことなどにより、総排出量としては4.1%の減少になっている。
- 3) 前年度の総排出量と比べると、産業部門をはじめとする各部門の二酸化炭素排出量が減少したことなどにより、総排出量としては5.6%減少している。
- 4) なお、京都議定書に基づく吸収源活動の吸収量は、2009年度は4,700万トン（森林吸収源対策4,630万トン、都市緑化70万トン）。これは、基準年総排出量の3.7%に相当する。

「参考」前年度と比べて総排出量が減少した原因としては、2008年度後半の金融危機の影響による景気後退に伴う産業部門をはじめとする各部門のエネルギー需要の減少が続いたこと、原子力発電所の設備利用率の上昇等に伴い電力排出量原単位が改善したことなどが挙げられる。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13722>

### 2. 太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲拡大に伴う電気事業法施行規則の改正

に関する意見の募集について（2011.4.21 経済産業省）

経済産業省では、現行法においてリスクと現行保安規制を衡量した結果、太陽電池発電設備と発電用工作

物の範囲に関して、一般用電気工作物となる範囲を拡大する電気事業法施行規則改正の意見募集をします。

1) 太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大

太陽電池発電設備の「一般用電気工作物」となる範囲について、現行の「出力 20 キロワット未満のもの」から「出力 50 キロワット未満のもの」に改正する。

2) 総量規制に係る出力合計の閾値の引き上げ

小出力発電設備について、同一の構内において電氣的に接続され、複数設置される場合にあつては、それらの小出力発電設備の「一般用電気工作物」とする範囲を、それらの出力の合計が 20 キロワット未満から 50 キロワット未満に改正する。

3) 今後のスケジュール

パブコメ期間：2011.4.11-5.20、公布・施行 2011 年 5 月（予定）

〈参考〉電子政府の総合窓口

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620111021&Mode=0>